

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開審査会

会長職務代理者 加 藤 勝 康

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成12年8月18日付け青教美第80号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成6年6月9日アレコ検分ビデオテープ等に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、対象となった行政文書の映像を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 12 年 5 月 18 日、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「アレコ問題懇話会に提供した 参考資料、平成 6 年 6 月 9 日北村知事検分時のビデオ」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、アレコ問題懇話会に提出された資料 88 件及び平成 6 年 6 月 9 日アレコ検分ビデオテープを対象行政文書として特定した上で、平成 6 年 6 月 9 日アレコ検分ビデオテープ（以下「本件行政文書」という。）の映像のうち、アレコの開梱作業を行っている者（以下「作業員」という。）及び青森県職員等に対して給仕をしている者（以下「給仕人」という。）の映像を条例第 7 条第 3 号に該当し、かつ、作業員及び給仕人の映像を容易に区分して除くことができないとして、本件行政文書の映像を不開示とする処分を含む一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 12 年 6 月 1 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 12 年 8 月 3 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた本件行政文書の映像を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 作業員は、単にアレコ検分の現場で搬入等作業に従事していたにすぎないのであるから、ビデオ映像で視認され、識別されても、プライバシーの侵害や名誉の毀損といった不利益を蒙ることは考えられない。

(2) 本件開示請求は、アレコ取得の意思決定を含む経過の全容解明に資することを目的としたものである。作業員及び給仕人は、アレコ取得の意思決定とは無関係な作業に従事しているのであるから「顔と職歴」が視認されても、個人の尊厳性を毀損することにはならない。

(3) 『個人の「顔と職歴」』が視認されることの全てが、プライバシー侵害とはならない。

(4) 個人の特定とは、氏名が明らかにされることによって成し得るものである。
本件行政文書の映像では、「顔と職歴」のみであるから、個人の特定は困難である。

(5) 『個人の「顔と職歴」』が情報不開示の条件となるときは、具体的な侵害の様態、程度や、開示によって引き起こされる影響の様態、程度が具体的に示されなければならない。抽象的かつ概括的な説明では合理性を欠き、情報不開示規定の濫用である。

(6) 実施機関が保護しようとしている作業員及び給仕人に係る情報は、その場面をカットすることによって封じることができる。これは技術的にはダビング時に簡単な操作で可能となるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 対象行政文書について

(1) 取得経緯

「アレコ」の取得に先立ち、平成6年6月9日、運輸会社美術品輸送本部（東京都江東区）で北村前知事をはじめとする県関係者が「アレコ」を視察した。

その視察状況を同行の県職員が8ミリビデオカメラで撮影しており、それをビデオテープにダビングしたものを教育庁文化課が入手し、現在、美術館整備・芸術パーク構想推進室が保管しているものである。

なお、ダビングの元となった8ミリビデオテープは不存在である。

(2) 本件行政文書の記録内容

大きく分けると次の三つの場面で構成されている。

ア 「アレコ」視察前の懇談会場での様子

イ 仮設「アレコ」展示会場での視察及び売主によるプレゼンテーション等の様子

ウ 「アレコ」視察後、懇談会場での県関係者と売主等との質疑応答の様子

2 条例第7条第3号（個人情報）の該当性について

(1) 本件行政文書の映像には、作業員（17分20秒付近）や給仕人（3分25秒、4分50秒、55分40秒付近）が映っているが、特に給仕人の顔がはっきりと視認できる部分（4分50秒、55分40秒付近）が存在する。

このことから、本件行政文書は『個人の「顔と職歴」』という不開示情報（条例第7条第3号に規定する〔個人情報〕）を含むと解される。

(2) たとえ職務上従事しているとはいえ、第三者としての個人が識別される場合は、個人情報を保護するべきである。

3 一部開示について

通常の文書であれば一部開示とするところであるが、現有の機材では、条例第8条第1項に規定する「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くこと」ができないため、同項の【解釈・運用】に従い本件行政文書の映像を開示しない旨の決定を行った。

なお、開示決定に際しては県民の県政についての知る権利を尊重し、本件行政文書のすべてを不開示とせず、映像のみを不開示とし、『個人の「顔と職歴」』という不開示情報を含まない音声を開示することとしたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、青森県職員がアレコを視察した状況が記録されたビデオテープであり、具体的には、青森県職員がアレコを見ながらアレコについて説明を受けている状況及び青森県職員がアレコの関係者に対してアレコに関する質疑をしている状況等が記録されている。

3 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例第7条第3号本文では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とするというものであり、さらに、たとえ特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とするというものである。

(2) そこで、本件行政文書に記録された作業員及び給仕人の映像が同号本文に該当するかどうかについて検討する。

ア 異議申立人は、作業員及び給仕人は、アレコ取得の意思決定とは無関係な作業に従事しているのであるから「顔と職歴」が視認されても、個人の尊厳性を毀損することにはならず、また、個人の特定とは、氏名が明らかにされることによって成し得るものであり、本件行政文書の映像では、「顔と職歴」のみであるから、個人の特定は困難であると主張する。

イ しかし、同号本文の趣旨は、上記の(1)のとおりであって、特定の個人が識別される情報であれば同号本文に該当するものであり、氏名以外の情報によって特定の個人が識別されることは十分考えられることであるので、異議申立人の主張は理由がない。

ウ 次に、実施機関は、作業員や給仕人が映っていることから、本件行政文書は『個人の「顔と職歴」』という不開示情報（条例第7条第3号に規定する〔個人情報〕）を含むと解されると主張する。

エ そこで、本件行政文書を視聴したところ、本件行政文書に記録された給仕人の映像については、その顔が確認できる場面があり、特定の個人を識別することができるものと認められるが、本件行政文書に記録された作業員の映像については、確かに、アレコの開梱作業が行われている状況は記録されているが、特定の個人を識別することができるものとまでは認められず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

オ 以上から、本件行政文書に記録された作業員の映像は同号本文に該当しないが、本件行政文書に記録された給仕人の映像は同号本文に該当する。

(3) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると定めているので、

同号ただし書の該当性について検討する。

ア まず、本件行政文書に記録された給仕人の映像が、同号ただし書口及び八に該当しないことは明らかである。

イ 次に同号ただし書イの該当性について検討する。

本件行政文書には、青森県職員がアレコを職務で視察している状況が記録されており、また、本件行政文書に記録された給仕人は、青森県職員等に対してその本来の職務である給仕をしているものである。

したがって、このような公務員の職務遂行の場面において給仕をしている給仕人の映像は、その場面が基本的には公にされることが通常であるということ及びそもそもその給仕という業務が、通常、自分が飲食の世話をしている者など多数の者に見られる状況において行われるものであるということとを考慮すると、公にされても当該給仕人の権利利益を侵害するとはまでは言えず、通例として公にされるものであり、慣行として公にすることが予定されていると認められる。

ウ 以上から、本件行政文書に記録された給仕人の映像は、同号ただし書イに該当する。

4 結論

以上のとおり、本件行政文書に記録された作業員の映像は条例第7条第3号に該当せず、本件行政文書に記録された給仕人の映像は同号ただし書イに該当するので、これらの情報を開示すべきであり、本件処分のうち、実施機関が本件行政文書の映像を不開示とした部分は妥当でなく、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 8 月18日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成12年 9 月 6 日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 9 月11日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成12年10月 2 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成12年10月13日 (第48回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年11月 7 日 (第49回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年12月 4 日 (第52回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 1 月15日 (第54回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 2 月 5 日 (第55回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石田 恒久	弁護士	会長 (本件審査回避)
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	